

千葉県水道局告示第10号

水道法第25条の7の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第2号の規定により告示します。

令和 元年 10月 8日

千葉市長 熊谷俊人

所在地	東京都北区王子本町1丁目28番7号
商号	f e 株式会社
代表者	代表取締役 高橋 和也
廃止年月日	令和 元年 10月 1日